



堺リサイクル事業協同組合

SAKAI RECYCLE COOPERATIVE ASSOCIATION

第39号 2-1

2025年8月・2025年9月分発行

発行：堺リサイクル事業協同組合

編集：事務局

会員数：24社 9月30日現在

錦秋の候、貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より、当組合の組合員活動にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
さて、9月は「敬老の日」や「秋分の日」があり、少しずつ秋の気配が感じられる季節となりました。
当組合は、循環型社会の構築を目指し、4R（REFUSE・REDUCE・REUSE・RECYCLE）の推進を掲げております。
SDGsが広く認知された今、私たちが日頃から取り組んでいるリサイクルは、持続可能な社会を築く上で欠かせない役割を果たしています。皆様の地道な活動一つ一つが、社会全体の環境意識を高め、より良い未来を創造する力となっています。
これから秋の行楽シーズンを迎え、人の移動も活発になります。季節の変わり目で体調を崩しやすい時期でもありますので、健康管理には十分ご留意いただき、引き続き安全第一で業務に邁進してまいりますようお願い申し上げます。

毎年恒例の組合員忘年会 予定しております！



一年の労をねぎらうとともに来年への決意を共有すべく堺リサイクル事業協同組合員の親睦を深めたいと存じます。年の瀬を迎える中、ご多用とは存じますが、みなさまのご参加をお待ちしています。

詳しい詳細は、後日FAXにてご案内いたします。



堺市資源ごみ持ち去り禁止条例

この度、堺市において「廃棄物の減量並びに適正な処理に関する条例」が改正され、家庭から排出される資源ごみの「持ち去り行為」が禁止されました。これは、私たちの業界にとって非常に重要な変化であり、適正なリサイクルルートの保護に大きく貢献するものです。

<条例の概要と背景>

これまで、市内の一部の地域では、市民の皆様が分別して出した資源ごみ（空き缶、ペットボトル、小型金属など）が、市や指定業者の収集前に、無許可の業者や個人によって持ち去られる事例が多発していました。こうした行為は、以下のような問題を引き起こしていました。

環境衛生の悪化

持ち去りの際に、資源ごみが散乱したり、ごみステーションが荒らされたりする。

市民のリサイクル意識の低下

せっかく分別したごみが、正しくリサイクルされないことへの不信感。

リサイクル事業の安定性への影響

市が契約した指定業者が安定的に資源を確保できず、結果としてリサイクル事業全体の運営が困難になる。

これらの問題を解決するため、本条例の改正により、収集日や収集場所に出された資源ごみは、市の所有物とみなされ、市が委託する事業者以外の者がこれに触れることや持ち去ることを明確に禁止しました。違反者には罰則規定（過料）も設けられています。この条例は、健全なリサイクル事業を営む私たち組合員にとって、以下のような大きな意義を持ちます。

市場の適正化

不法なルートへの資源の流出が減り、安定した資源供給が期待できます。これにより、適正な価格形成と、公正な競争環境が維持されます。

コンプライアンスの強化

市民の分別意識向上と相まって、より高品質な資源が確保できるようになります。これは、私たちの業界が社会的な責任を果たす上で非常に重要です。

市民からの信頼獲得

私たちの組合が、行政と連携し、適正なリサイクルを推進していることを広くアピールする機会となります。

不審な持ち去り行為を見かけたら

この条例の有効性を高めるためには、私たち一人ひとりの協力が不可欠です。組合員の皆様は、日々の業務や通勤時などに、資源ごみの持ち去り行為を見かけることがあるかもしれません。そのような場合は、情報を行政に提供することで、パトロールや指導に役立てられます。

限りある資源を未来につなぐ、大切な社会インフラを支えることです。この条例を追い風に、組合員一丸となって、より良い社会の実現に貢献していきましょう。

詳しくはこちら



https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/gomi_recy/bunbetsu/shigengomi_motisari/mochisari.html

令和7年7月から



資源ごみ等の 持ち去りは 禁止 です



持ち去り行為 禁止対象物

缶・びん
ペットボトル
プラスチック製容器包装
小型金属
粗大ごみ(不燃小物類含む)
(※市が回収するものに限りです)

情報提供 をお願いします

持ち去り行為を発見した場合
は直接声をかけずに
日時や場所・特徴等を
「家庭ごみ受付センター」へ
情報提供をお願いします

譲渡しについて

条例では、古紙や古布、市の分別品目である
資源(缶などの金属類やびん)を自らの意思
で第三者へ譲り渡す行為は禁止されません。
詳しくは、市のホームページよりご確認ください。

こちらの二次元コードから→



堺市家庭ごみ受付センター

0120-00-8400

携帯・IP電話からは **06-6485-5048**

制度に関することは堺市環境業務課 (072-228-7429) まで